

令和 7 年度の基準単価

別表（第 2 条関係）

（単位：円）

区 分	保健所実施分	医療機関実施分
間接撮影（レンズカメラ）	（使）	（定） 454
〃 （70ミリミラーカメラ）	（使）	（定） 478
〃 （100ミリミラーカメラ）	（使）	（定） 506
直 接 撮 影	（定）	1,767

（注）「（使）」とは、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の別表第1に規定する単価のことをいい、「（定）」とは、厚生労働省の接触者検診の基準単価のことをいう。

※「（使）」は、平成26年3月31日改正により、額は0となっている。

